

新

東京ひのき外語学院 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、日本の大学院、大学、短期大学又は専門学校への進学を希望する外国人に対して、日本語教育を行うとともに自然科学及び人文科学の指導も行い、国際的な広い視野を持った、優れた人材を育成し、もって国際文化交流の促進に寄与することを目標とする。

(名称)

第2条 本学は、東京ひのき外語学院という。

(位置)

第3条 本学は、本校舎を東京都世田谷区北沢 2-29-7 に置き、代田分室を東京都世田谷区代田 5-35-10 に、北沢分室を東京都世田谷区北沢 2-28-16 に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第1部・第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	1年3か月 進学コース	1年3か月	35名	2クラス	
	1年6か月 進学コース	1年6か月	97名	5クラス	
	1年9か月 進学コース	1年9か月	40名	2クラス	
	2年 進学コース	2年	119名	6クラス	
	小計		291名	15クラス	1月生 35名 4月生 119名 7月生 40名 10月生 97名

第2部	1年3か月 進学コース	1年3か月	35名	2クラス	
	1年6か月 進学コース	1年6か月	97名	5クラス	
	1年9か月 進学コース	1年9か月	40名	2クラス	
	2年 進学コース	2年	119名	6クラス	
	小計		291名	15クラス	1月生 35名 4月生 119名 7月生 40名 10月生 97名
計			582名	30クラス	

(始期・終期等)

第5条 本学の1年3か月進学コースは、1月に始まり翌年の3月に終わる。1年6か月進学コースは、10月に始まり翌翌年3月に終わる。1年9か月進学コースは、7月に始まり翌翌年3月に終わる。2年進学コースは、4月に始まり翌翌年3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から 6月30日まで
- (2) 第2学期 7月1日から 9月30日まで
- (3) 第3学期 10月1日から 12月31日まで
- (4) 第4学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。ただし、(3)から(6)までの休業日は、前年度末に定めるものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 春期休業
- (4) 夏期休業
- (5) 秋期休業
- (6) 冬期休業

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情あると学院長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると学院長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、学院長が別に定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時間数は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、ここにいう授業時間の1単位時間は、45分とする。

(1) 1年3か月進学コース

レベル・期間(週)	授業の内容・科目	週当たりの授業時間数
初級 12週	初級後半の文型 実用会話の習得 語彙力の向上、漢字約500字	20時間(1週)
中級 28週	N2程度の文法・語彙・漢字・作文・聴解・読解力の定着 日留試対策 コミュニケーション能力の向上	20時間(1週)
中上級 16週	N1程度の文法・語彙・漢字 時事日本語 入試面接・論文の準備	20時間(1週)

(2) 1年6か月進学コース

レベル・期間(週)	授業の内容・科目	週当たりの授業時間数
基礎・初級日本語 24週	基本文型・正確な発音・聴解・会話・読解・漢字・作文	20時間(1週)
中級日本語 28週	文法・語彙・読解・聴解・会話・小論文・能力試験N2対策・日本留学試験対策	20時間(1週)
中上級日本語 16週	文法・語彙・読解・聴解・スピーチ・討論・小論文・面接練習・入試対策	20時間(1週)

(3) 1年9か月進学コース

レベル・期間（週）	授業の内容・科目	週当たりの授業時間数
基礎・初級日本語 24週	基本文型・正確な発音・聴解・会話・読解・漢字・作文	20時間(1週)
中級日本語 12週	文法・語彙・読解・聴解・会話・小論文・能力試験N2対策・日本留学試験対策	20時間(1週)
中上級日本語 24週	文法・語彙・読解・聴解・会話・小論文・面接練習・能力試験N1対策・日本留学試験対策・入試対策	20時間(1週)
上級日本語 20週	文法・語彙・読解・聴解・スピーチ・討論・小論文・面接練習・入試対策	20時間(1週)

(4) 2年進学コース

レベル・期間（週）	授業の内容・科目	週当たりの授業時間数
基礎・初級日本語 24週	基本文型・正確な発音・聴解・会話・読解・漢字・作文	20時間(1週)
中級日本語 12週	文法・語彙・読解・聴解・会話・小論文・能力試験N2対策・日本留学試験対策	20時間(1週)
中上級日本語 36週	文法・語彙・読解・聴解・会話・小論文・面接練習・能力試験N1対策・日本留学試験対策・入試対策	20時間(1週)
上級日本語 20週	文法・語彙・読解・聴解・スピーチ・討論・小論文・面接練習・入試対策	20時間(1週)

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、本学の行事への積極的参加などを総合して決定し、5段階評価とする。

(教職員組織)

第10条 本学には次の教職員を置く。

- (1) 学院長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 40名以上(うち専任15名以上)
 - (4) 生活指導担当者 6名以上(うち専任4名以上)
 - (5) 事務職員 4名以上(うち専任2名以上)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 学院長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。ただし、既に在留の許可を受けている者で、短期間の入学を希望するものについては、この限りでない。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 正当な手続によって日本国への入国が許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年4回とし、その時期は、1月、4月、7月及び10月とする。

(入学手続)

第13条 本学の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前項の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他の必要な書類を添えて申請し、学院長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、学院長にその旨を届け出て、学院長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、学院長の許可を受けなければならぬ。

(修了・卒業の認定)

第16条 学院長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 学院長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第17条 学院長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、学院長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ、行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第19条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 30,000円
- (2) 入学金 60,000円 (初年度のみ)
- (3) 授業料 700,000円 (年額)

- (4) 教材費 40,000 円
(5) 課外活動費他 20,000 円

(注) 初年度(1年間) の納付金は、上記(1)から(5)までの金額に、当時の消費税を加えたものとする。次年度納入金額についても同様とする。

(納入)

- 第20条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 生徒が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することができる。
- 3 特別の事由がある場合は、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。

(滞納)

- 第21条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わず、授業料を2か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、学院長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(返還)

- 第22条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。

第6章 雜則

(寄宿舎)

- 第23条 寄宿舎に関する事項は、学院長が別に定める。

(健康診断)

- 第24条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

- 第25条 この学則についての細則は、学院長が別に定める。

附則

この学則は、平成14年10月1日から施行する。

- 平成16年12月20日 学則19条を改定する。
- 平成17年4月26日 学則4条、8条、16条2項(文字の挿入)、18条3項(1字訂正)を改定、修正、補足を行う。
- 平成17年6月8日 定員変更の申請に基づき、学則4条を改定する。
- 平成19年10月9日 4月期、10月期のほかに7月期生を募集することを決定し、それに伴って学則第4条、第5条、第8条、第12条、第19条を改定した。
- 平成20年8月28日 実地調査に際して指摘された点の訂正・追加。
2, 4, 5, 8, 11, 13, 18, 21各条については表記の訂正。
6条(1)に土曜日を追加。
- 平成22年9月14日 18条(3)「各号の一つに」を「各号のいずれかに」に訂正。
定員増加・学費改定について理事会の決定
- 平成25年11月8日 4条 定員の増加
19条 課外活動費改定に伴い初年交納付金の変更
以上を改定する。
第3条 分室の設置補則
第4条 1年3か月進学コースを追加し、クラス数、定員を改定
第5条 1年3か月進学コースを追加。
第19条 消費税抜きの金額表示に改め、消費税分は別途加算する旨に改めた。
- 平成26年7月18日 第3条 分室の追加
第4条 定員増加
- 平成27年6月30日 第3条 分室の所在地変更
- 平成28年2月10日 第4条 収容定員の変更
第10条 教職員組織人数の変更
第19条 生徒納付金の変更
- 平成29年10月1日 第3条 北沢分室の設置を追加
第4条 収容定員、クラス数変更
第8条 週数の変更
第19条 生徒納付金の変更

- 平成 30 年 4 月 1 日
 - 第 8 条 レベル、期間（週）週数の変更
 - 第 10 条 教員、生活指導担当者、事務員の人数変更
- 平成 31 年 4 月 22 日
 - 第 19 条 授業料の変更
- 令和 3 年 4 月 1 日
 - 第 11 条 入学資格の変更
 - 第 19 条 生徒納付金の変更
- 令和 8 年 4 月 1 日
 - 第 8 条 授業時間の 1 単位時間の変更
 - 第 19 条 生徒納付金の変更